

「1者応札・1者応募」に係る改善方策について

平成21年6月19日

独立行政法人勤労者退職金共済機構

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、当機構では、随意契約見直し計画に沿って原則として一般競争入札等によることとし、それが困難な場合に限り、企画競争などの競争性のある随意契約とすることとしている。

また、一般競争入札等による場合は、真に競争性、透明性が確保される方法により実施することとしているが、そうした中でも入札参加者・応募者が1者となる「1者応札・1者応募」の契約案件も見られることから、一層の競争性を確保するため、以下の改善方策を定めて取り組むこととする。

具体的な改善方策

(1) 情報提供の拡充

現在、調達においては、予定している調達内容の概要を記載した入札公告を、掲示板、ホームページに掲載するとともに調達内容に応じ、詳細を記載した仕様書等を、当該入札公告を見た上で来訪した事業者等に直接手交することとしている。

これに対し、事業者による応札に関する適切な判断に資するよう、情報提供拡充の観点から、ホームページを一層活用するなどの改善方策について検討することとする。

また、引き続き、仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく書き、特定の者が有利となる仕様にしない等、その他の情報提供の拡充に努めるものとする。

(2) 検討期間の十分な確保

現在、調達においては、公告期間について、原則10日間以上確保しているところである。これに対し、事業者による応札に関する十分な検討期間を確保する観点から、公告期間について改めて検討し、改善の余地があるものについては期間の延長に努めるものとする。

(3) 準備期間の十分な確保

現在も、調達する物品・役務の内容に応じて、最終的な納入期限から逆算し、適切に入札日を設定するよう努めているところであるが、事業者にとっての準備に要する期間を十分確保する観点から、その調達内容に応じ、入札日から納入期限までの期間を引き続き適切に確保するよう努めることとする。

(4) 応募要件・契約条件の緩和・見直し

現在も、入札参加資格等の応募要件や調達する物品・役務に係る要件等契約条件については、競争を事実上制限することのないよう十分留意して設定しているところであるが、今後とも引き続き、応募要件等について、不当に競争参加者を制限する要件を設定しないよう努めることとする。

(5) その他

これまでも、調達内容に応じて、発注単位の見直し(統合・分割)、総合評価落札方式の導入等を行ってきたところであるが、複写機の賃貸借や情報システムなどの運用・保守契約については、事業者における長期的な収支予測が可能となるよう、複数年契約を検討する等、今後とも引き続き競争参加者に配慮した対応に努めることとする。